

2013年9月2日

古河市議会議長 渡邊澄夫 殿

日本共産党市議会議員

秋庭 繁

「予算・決算審査」の在り方、及び「議員報酬・政務活動費の減額」  
「議会（議員）倫理条例」の制定について

表題の「予算・決算審査」の在り方、及び「議員報酬・政務活動費の減額」問題、「議会（議員）倫理条例」の制定について、全員協議会又は、全議員出席の仮称「議会改革検討会議」等で早急に議論し、古河市議会としての一致した考えを市民に示すことを申し入れます。

今期（平成23年4月改選）は、平成23年6月に前小森谷英雄議長の諮問機関として「古河市議会活性化検討協議会」設置されました。この中で予算・決算審査の「分割方式」が提案され、全議員の議論の場や意見を聞くことなく数回の会議（2か月）で結論を求め、前小森谷英雄議長に「答申」を出しました。「答申」の内容は、平成23年の9月議会から実施、「分割審査方式」と市長、並びに副市長及び教育長に出席を求めないというものです。この方式は、議員個別の審査権を奪うもので、市民に対しての説明責任が果たせません。又、決裁権者の市長、並びに副市長及び教育長が出席しないということは、「予算・決算特別委員会」の名に値せず、単なる担当部・課長の「予算・決算説明会」に過ぎません。他議員からも問題を指摘する声もあり、元に戻し、改めて議論することを求めます。

2つ目に「議員報酬・政務活動費」については、合併当初からの問題であり、市長給与と議員報酬の引き下げ問題で「臨時議会」まで開催されました。結果として、議会は、定数2減と報酬5%減額を提案した経緯があります。

市長給与と議員報酬が高すぎるという声は今でも市民の中にあります。「議員報酬・政務活動費」などのあり方についても、現在の報酬並びに政務活動費が妥当かどうかも含めて議論し、古河市議会として市民に説明する責任があります。このことについてもすべての議員の発言、意見等を保証し、議論することを求めます。

3つ目は、「議会（議員）倫理条例の制定」についてです。古河市には、平成21年10月1日に制定された「古河市自治基本条例」がありますが、議会の役割と責務を定めたものではありません。議会及び議員がその地位を利用し、行政運営や人事権に関与するなど市民から疑惑の持たれることがないようにするためにも「議会（議員）倫理条例の制定」を求めるものです。

今期は、「開かれた議会を目指す」として出発しながら、市民ないがしろの議会運営に終始した感もあります。

折り返し点に立った今議会が、新議長のもと残りの任期中に市民の負託に応える議会となるよう、下記の項目について真摯な議論を経て結論が導き出されるよう申し入れます。

#### 記

- 1、「予算・決算の特別委員会」は、すべての議員が一般会計と特別会計の審査に参加できるよう議員個々の審査権を保証すること。また決裁権者の市長、副市長及び教育長の出席を求めること。
- 2、「議員報酬、政務活動費」の減額について。
- 3、「議会（議員）政治倫理条例」の制定について。

以上